

株 主 各 位

愛知県岩倉市川井町 1 8 8 0 番地
石 塚 硝 子 株 式 会 社
代 表 取 締 役 石 塚 久 継
社 長 執 行 役 員

第84回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第84回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否のいずれかをご表示のうえ、2019年6月17日（月曜日）午後5時15分までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月18日（火曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区栄二丁目10番19号
名古屋商工会議所 5階 B C会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、ご来場
ください。）

本年より、総会ご出席株主様のお土産を廃止させていただきます。
何卒ご理解を賜りますよう、お願い申しあげます。

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項 （1）第84期（2018年3月21日から2019年3月20日まで）
事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役
会の連結計算書類監査結果報告の件
- （2）第84期（2018年3月21日から2019年3月20日まで）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第 1 号議案 取締役 6 名選任の件

第 2 号議案 補欠監査役 2 名選任の件

第 3 号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続
の件

以 上

~~~~~  
◆当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◆以下の事項につきましては、法令及び当社定款第17条に基づき、インターネット上の当社のウェブサイト（<http://www.ishizuka.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

① 連結計算書類の連結注記表

② 計算書類の個別注記表

したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類又は計算書類の一部であります。

◆株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ishizuka.co.jp>）に掲載させていただきます。

## (添付書類)

### 事業報告

(自 2018年3月21日)  
(至 2019年3月20日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、多発した自然災害の影響もありましたが、企業収益は底堅く推移し、雇用環境や個人所得の改善が進み設備投資が増加するなど、緩やかな回復基調で推移しました。一方、英国のEU離脱問題や米国の通商政策を発端とする貿易摩擦の実体経済への影響など、依然として不透明な状況が続くと見込まれます。

このような状況のなか、当社グループは、当期を最終年度とする中期経営計画（第82期～第84期）『Next Stage ISHIZUKA 84』において、「グループ総合力の結集」をコンセプトとし、営業利益の安定的確保・有利子負債の削減・グループを横断した機能強化に取り組みました。

売上高につきましては、ハウスウェア関連の子会社の決算期変更による影響もありましたが、プラスチック容器関連が大きく伸張したことなどにより、グループ全体の売上高は71,186百万円（前期比0.3%増）となりました。グループを横断した機能強化によりコスト削減の成果を挙げましたが、原燃料価格の高騰などにより、営業利益は2,355百万円（前期比8.8%減）となりました。受取配当金の増加や支払利息の減少などにより、経常利益は2,144百万円（前期比7.3%増）となりましたが、閉鎖した7号炉の設備撤去を順次進めていることにより撤去費用などが発生し、親会社株主に帰属する当期純利益は1,488百万円（前期比10.7%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### 【ガラスびん関連】

ガラスびんは、食料・調味料びんの一部が他素材容器に移行したことにより出荷が大きく減少したことに加え、業務用ビール値上げ前の受注増加の反動によりビールびんの出荷が減少したことや清酒びんの需要も落ち込み、売上高は17,698百万円（前期比4.5%減）となりました。

### 【ハウスウェア関連】

ガラス食器は、アルコールメーカー向けの業務用品及び貯蔵びんの販売が好調に推移しました。陶磁器は、海外のエアライン向けの受注が増加しましたが、鳴海製陶(株)及び三重ナルミ(株)の決算期の変更による影響により売上高は減少し、セグメント全体の売上高は13,818百万円（前期比2.6%減）となりました。

### 【紙容器関連】

紙容器は、主要ユーザーからの受注が落ち込んだことに加え、一部ユーザーにおいて新形状容器の移行が進んだことなどにより出荷が伸び悩み、売上高は7,046百万円（前期比3.3%減）となりました。

### 【プラスチック容器関連】

プラスチック容器は、主要ユーザー向けの販売が好調で出荷を伸ばしたことに加え、前期の7月に立ち上げた新ラインが順調に稼働し需要の増加に対応できたことなどにより、売上高は26,918百万円（前期比7.0%増）となりました。

### 【産業器材関連】

産業器材は、鳴海製陶(株)の決算期の変更による影響により、売上高は1,708百万円（前期比13.4%減）となりましたが、当該影響を除くと概ね前期並みです。

### 【その他】

抗菌剤は、国内及び海外での販売が順調に拡大しました。一方、金属キャップは医薬品向けの出荷が伸び悩みましたが、セグメント全体の売上高は3,997百万円（前期比4.4%増）となりました。

## 企業集団のセグメントの売上高

(単位：百万円)

| 区 分                 | 当 期    |        | 前 期    | 増 減   |        |
|---------------------|--------|--------|--------|-------|--------|
|                     | 金 額    | 構 成 比  | 金 額    | 金 額   | 増 減 率  |
| ガ ラ ス び ん 関 連       | 17,698 | 24.9%  | 18,522 | △824  | △4.5%  |
| ハ ウ ス ウ ェ ア 関 連     | 13,818 | 19.4%  | 14,187 | △369  | △2.6%  |
| 紙 容 器 関 連           | 7,046  | 9.9%   | 7,283  | △237  | △3.3%  |
| プ ラ ス チ ッ ク 容 器 関 連 | 26,918 | 37.8%  | 25,161 | 1,757 | 7.0%   |
| 産 業 器 材 関 連         | 1,708  | 2.4%   | 1,972  | △264  | △13.4% |
| 報 告 セ グ メ ン ト 計     | 67,189 | 94.4%  | 67,127 | 62    | 0.1%   |
| そ の 他               | 3,997  | 5.6%   | 3,830  | 167   | 4.4%   |
| 計                   | 71,186 | 100.0% | 70,957 | 229   | 0.3%   |

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は2,633百万円で、その主なものは次のとおりであります。

### ① 当連結会計年度中に完成した主要設備

日本パリソン株式会社

岩倉工場 P E Tボトル用プリフォーム生産設備の増設

(プラスチック容器関連)

### ② 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

生産能力に重要な影響を及ぼす固定資産の売却、撤去、滅失はありません。

## (3) 資金調達の状況

当社は、プラスチック容器関連事業の新ライン増設に伴う設備投資資金として、2019年2月20日に公募増資による新株式発行及び自己株式の処分により976百万円、2019年3月15日に第三者割当（オーバーアロットメント）により146百万円の資金調達をしました。

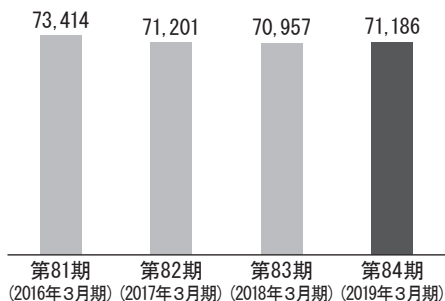
## (4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                           | 第81期<br>自2015.3.21<br>至2016.3.20 | 第82期<br>自2016.3.21<br>至2017.3.20 | 第83期<br>自2017.3.21<br>至2018.3.20 | 第84期(当期)<br>自2018.3.21<br>至2019.3.20 |
|-------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)                   | 73,414                           | 71,201                           | 70,957                           | 71,186                               |
| 経 常 利 益 (百万円)                 | 1,844                            | 2,519                            | 1,998                            | 2,144                                |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 (百万円) | 659                              | 1,453                            | 1,667                            | 1,488                                |
| 1株当たり当期純利益 (円)                | 188.28                           | 415.15                           | 476.75                           | 419.83                               |
| 総 資 産 (百万円)                   | 80,504                           | 82,578                           | 81,595                           | 81,207                               |
| 純 資 産 (百万円)                   | 20,916                           | 23,634                           | 25,150                           | 27,597                               |
| 1株当たり純資産額 (円)                 | 5,225.16                         | 5,972.29                         | 6,391.64                         | 5,888.48                             |

(注) 2017年9月21日付で、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第81期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

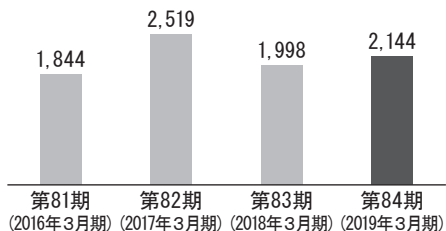
## 売上高

(単位：百万円)



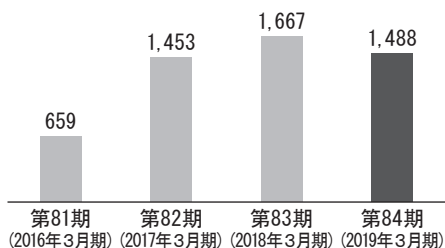
## 経常利益

(単位：百万円)



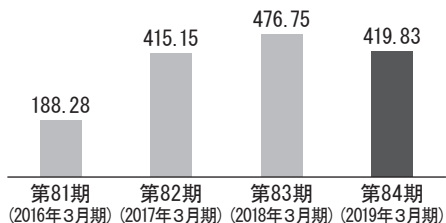
## 親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



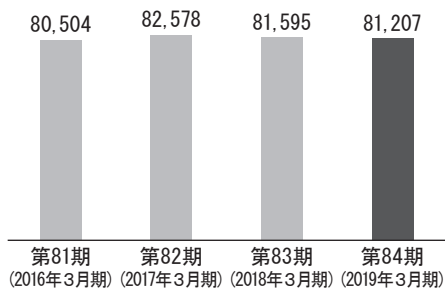
## 1株当たり当期純利益

(単位：円)



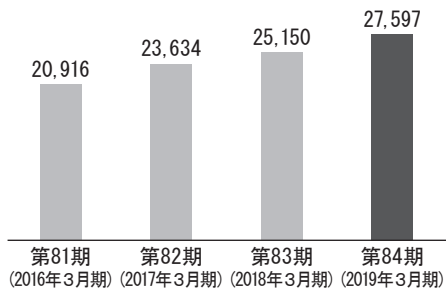
## 総資産

(単位：百万円)



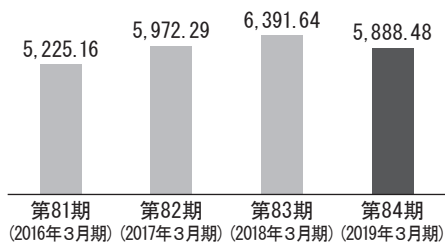
## 純資産

(単位：百万円)



## 1株当たり純資産額

(単位：円)



## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                              | 資 本 金 又 は<br>出 資 金 | 出資比率       | 主 要 な 事 業 内 容    |
|------------------------------------|--------------------|------------|------------------|
| アデリア株式会社                           | 100<br>百万円         | ※ 100.00 % | ガラス食器の販売         |
| 石塚物流サービス株式会社                       | 10                 | ※ 100.00   | ガラス製品の保管・出荷      |
| ウイストン株式会社                          | 200                | ※ 100.00   | プラスチック製品の製造・販売   |
| 石硝運輸株式会社                           | 20                 | ※ 100.00   | 貨物運送             |
| 日本パリソン株式会社                         | 1,530              | ※ 90.00    | PETボトル用プリフォームの製造 |
| 久金属工業株式会社                          | 60                 | ※ 55.95    | 金属キャップ製品の製造・販売   |
| 北洋硝子株式会社                           | 50                 | ※ 100.00   | ガラス食器の製造         |
| 鳴海製陶株式会社                           | 540                | 100.00     | 陶磁器・産業器材の製造・販売   |
| 三重ナルミ株式会社                          | 100                | ※ 100.00   | 陶磁器の製造           |
| PT. NARUMI INDONESIA               | 637                | ※ 100.00   | 陶磁器の製造           |
| NARUMI SINGAPORE PTE LTD           | 29                 | ※ 100.00   | 陶磁器の販売           |
| 鳴海（上海）商貿有限公司                       | 106                | ※ 100.00   | 陶磁器の販売           |
| PT. NARUMI GLOBAL SUPPLY INDONESIA | 22                 | ※ 67.00    | 陶磁器の販売           |

(注) ※印は、子会社による出資を含む比率であります。

### ③ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

## (6) 対処すべき課題

### ① 会社の経営の基本方針

当社は、2019年12月1日に創業200年を迎えるにあたり、新たな企業理念を制定しました。新たな企業理念では、次の100年に向けて、企業として更なる発展を続け当社グループのめざすべき姿を明確にしています。

#### ＜わたしたちの使命＞

**暮らしに彩り、豊かさと安心をお届けします。**

私たち石塚硝子はメーカーです。モノづくりを通じて社会に貢献することが私たちの存在意義です。ただし、私たちは単にモノを作って売っている訳ではありません。一つひとつの製品で、より良く、より便利に、より価値のある暮らしをつくり出したいという想いを込めてお客様に製品をお届けしています。当社で働くすべての社員がその想いを共有し、社会とその暮らしになくてはならない企業になりたいと考えています。

#### ＜わたしたちのビジョン＞

**価値あるモノづくりとともに、**

**社会で輝くヒトを育て、未来へ向かうユメを築きます。**

ユメには2つの意味を込めています。一つは、価値あるモノづくりを続け、企業として成長すること、もう一つは、一人ひとりが人生に生き甲斐をもち、それぞれの願いを叶えていくことです。また価値あるモノづくりには、人財育成を通じたヒトづくりが欠かせません。これらが重なりあうことでいつの時代にも求められる企業であり続けることができると考えています。

#### ＜わたしたちの約束＞

**「誠実」「挑戦」「成長」**

「誠実」は、200年の歴史で培った当社のDNAであり、すべてのステークホルダーに向き合う基本姿勢です。「挑戦」は、常に改善や新たな物事への挑戦を積極的に行うこと、また挑戦による失敗を恐れない風土を大切にしたいという意思を示しています。「成長」は、企業の成長という意味だけではなく、一人ひとりが豊かな人生を過ごすために、公私ともに成長して欲しいという想いを込めました。この3つの約束を合言葉に、私たちは未来に向かって進んでいきます。

## ② 中長期的な経営戦略及び目標とする経営指標

### 1. コンセプト

『ISHIZUKA 2021 ～次の100年に向けて～』

2016年度からの中期経営計画『Next Stage ISHIZUKA 84』では、「営業利益の安定確保」、「有利子負債の削減」、「グループを横断した機能強化」に取り組んでまいりました。期間中、営業利益率3%を安定的に確保すること、有利子負債の削減を計画通りに進めることができました。加えてグループを横断した機能強化を進めることでグループが活性化し、新たなステージにおける事業基盤が確立できました。今年、創業200年を迎えるにあたり、次期中期経営計画では『ISHIZUKA 2021 ～次の100年に向けて～』を掲げ、この流れを更に加速し、いつの時代にも求められる企業をめざしていきます。

### 2. 基本方針

『営業利益率5%の達成』

前中期経営計画を通じて安定的に営業利益率3%を確保できる企業体質は構築できました。

もう一段の収益力強化を目標に、3年後の2021年度に営業利益率5%をめざします。

『非容器事業を連結売上高の10%まで拡大』

ガラスびん、ハウスウェア、紙容器、プラスチック容器といった既存の容器事業は一定の基盤があり、今後は一層の付加価値の追求、効率化により収益力を強化していきます。

一方、社内技術の応用や研究開発を進めることで非容器事業を推進し、これを3年後の2021年度に連結売上高の10%まで拡大することで、将来の収益源を確保します。

『グループ横断機能の更なる強化』

カンパニーやグループ会社という組織の枠を超え、横断的な課題解決を図るCFP（クロスファンクショナルプロジェクト）活動は社内に定着しつつあります。

今後はこの活動を更に発展させ、事業拡大につなげていきます。

### 3. 各事業を取り巻く環境と戦略の方向性

<ガラスびん関連事業>

ガラスびん市場は、主力の酒類びん、食料・調味料びんは減少していますが、

ドリンク、化粧品類の小型ビンは伸張しています。求められる商品群は、『量産・汎用』の商品から『高付加価値・多様化』のトレンドに変化してきており、高い質感、デザイン性、多品種少量への対応が必要となっています。こうしたことから『量産・汎用』で原価低減を図る一方、『高付加価値・多様化』の対応を加速していきます。

#### <ハウスウェア関連事業>

ガラス食器は、少子高齢化により国内需要は頭打ちの状況にあります。一方で、こだわり消費へのニーズや、海外でのメイドインジャパン人気が見られます。陶磁器は、個人需要は伸び悩んでいますが、ホテル、エアラインの法人需要は底堅く推移しています。また流通面から見るとネット市場の拡大が顕著です。こうしたなかハウスウェア関連事業では、強みである法人需要を確実に取り込みつつ、ブランド力の強化による付加価値市場での拡販などにより事業ドメインを拡大する一方、生産性向上、物流コスト上昇への対応などに取り組み、事業体質の強化を進めていきます。

#### <紙容器関連事業>

チルド紙容器の国内市場は縮小傾向にある一方、容器自体の形態・デザインの多様化が進んでいます。こうした背景から、商品ラインナップの拡充や原紙の見直しを通じて、新しい価値の提案や価格は正を進めていきます。また、紙容器の新たな用途開発をおこない、事業ドメインを革新していきます。

#### <プラスチック容器関連事業>

プラスチック容器需要は、主力の清涼飲料水で他容器からのシフトが進んでいることや化粧品・医薬品向けが増加していることもあり、比較的堅調に推移しています。一方、廃棄プラスチック問題への取り組みが世界レベルでの課題となっており、原料循環型の容器への社会的要請はさらに高まっています。こうした課題にも対処しつつ、設備稼働率アップ、不良化率の低減、固定費削減を通じて原価低減を進め、利益体質への改革を図ります。加えて非清涼飲料水分野への本格参入・拡大を検討していきます。

#### <産業器材関連事業>

IHクッキングヒーター及びガスコンロ向けトッププレートの販売は、住宅着工の減少や価格競争による単価下落など、厳しい経営環境が続いています。しかしながら、上位機種への参入や生産性向上の余地は残っており、この対応により収益を改善していくとともに、次の収益の柱となりうる応用商材を立ち上げていきます。

## ＜その他事業＞

抗菌剤事業は、アジア・中国での需要が堅調で拡大を続けています。引き続きこの需要を満たすべく生産・販売体制を整備する一方、先行する欧米市場での安定的な販売体制も継続していきます。金属キャップ事業はウイスキーなどの酒類向けキャップ需要を確実に捉えており、この需要にしっかりと対応していきます。また、これ以外にも、ガラス技術、紙加工技術を応用した新事業の開発を社外連携も活用して進めていくことにより、非容器事業の拡大と将来の収益源の確保に努めていきます。

## ③ 持株会社体制への移行準備

### 1. 移行の背景及び目的

当社は1819年（文政2年）の創業以来、ガラスびん・ハウスウェア・紙容器・プラスチック容器・産業器材と事業領域を拡大し成長してきました。しかしながら経営環境がめまぐるしく変化する昨今、事業毎の一層の意思決定の迅速化や更なる事業領域の拡大へ対応が急務であると判断し、これを実現する組織として持株会社体制へ移行することが妥当と考え、その準備に入ります。

これにより、持株会社はグループ全体を最適化する視点のもと経営戦略策定や経営判断及び業務執行の監督を行う一方、各事業会社に裁量を与え、迅速に業務執行を行うことを目的とします。

### 2. 移行スケジュール等

日程としましては、2020年6月開催予定の当社定時株主総会における承認及び必要に応じ所管官公庁の許認可が得られることを前提として、所要の期間を経過後の2021年3月21日迄に持株会社体制へ移行する予定です。

なお、具体的な移行スキーム及び移行後の持株会社体制等の詳細につきましては、今後の検討を踏まえ、取締役会で決議次第、開示いたしますが、いずれの方法による場合であっても持株会社が引き続き上場を維持する予定です。

## (7) 企業集団の主要な事業セグメント（2019年3月20日現在）

| セグメントの名称            | 主 要 商 品                                   |
|---------------------|-------------------------------------------|
| ガ ラ ス ビ ン 関 連       | 洋雑酒びん、ビールびん、清涼飲料水びん、食料・調味料びん、牛乳びん、清酒びん、王冠 |
| ハ ウ ス ウ ェ ア 関 連     | ガラス食器、貯蔵びん、陶磁器                            |
| 紙 容 器 関 連           | 紙容器、紙容器に係る充填機                             |
| プ ラ ス チ ッ ク 容 器 関 連 | PETボトル用プリフォーム、プラスチック容器                    |
| 産 業 器 材 関 連         | 加熱調理器具のトッププレート                            |
| そ の 他               | 抗菌剤、キャップ                                  |

## (8) 主要な営業所及び工場 (2019年3月20日現在)

| 会 社 名                              | 名 称 及                    | び 所 在 地   |
|------------------------------------|--------------------------|-----------|
| 当 社                                | 本 社                      | 愛知県岩倉市    |
|                                    | 東 京 支 店                  | 東京都中央区    |
|                                    | 町屋テクニカルセンター              | 東京都荒川区    |
|                                    | 大 阪 支 店                  | 大阪市淀川区    |
|                                    | ハウスウェアカンパニー<br>西 部 営 業 部 | 大阪市大正区    |
|                                    | 名 古 屋 支 店                | 愛知県岩倉市    |
|                                    | 九 州 支 店                  | 福岡市博多区    |
|                                    | 岩 倉 工 場                  | 愛知県岩倉市    |
|                                    | 東 京 工 場                  | 茨城県猿島郡境町  |
|                                    | 姫 路 工 場                  | 兵庫県姫路市    |
|                                    | 福 崎 工 場                  | 兵庫県神崎郡福崎町 |
| ア デ リ ア 株 式 会 社                    | 東京都中央区                   |           |
| 石塚物流サービス株式会社                       | 愛知県岩倉市                   |           |
| ウ イ ス ト ン 株 式 会 社                  | 愛知県海部郡蟹江町                |           |
| 石 硝 運 輸 株 式 会 社                    | 愛知県岩倉市                   |           |
| 日 本 パ リ ソ ン 株 式 会 社                | 茨城県猿島郡境町                 |           |
| 久 金 属 工 業 株 式 会 社                  | 大阪市西成区                   |           |
| 北 洋 硝 子 株 式 会 社                    | 青森県青森市                   |           |
| 鳴 海 製 陶 株 式 会 社                    | 名古屋市緑区                   |           |
| 三 重 ナ ル ミ 株 式 会 社                  | 三重県志摩市                   |           |
| PT. NARUMI INDONESIA               | インドネシア                   |           |
| NARUMI SINGAPORE PTE LTD           | シンガポール                   |           |
| 鳴海（上海）商貿有限公司                       | 上海市（中国）                  |           |
| PT. NARUMI GLOBAL SUPPLY INDONESIA | インドネシア                   |           |

(9) 使用人の状況 (2019年 3月20日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| セグメントの名称   | 使用人数          | 前連結会計年度末比増減  |
|------------|---------------|--------------|
| ガラスびん関連    | 321 ( 54) 名   | 9名減 ( 4名減)   |
| ハウスウェア関連   | 954 (125) 名   | 13名減 ( 11名減) |
| 紙容器関連      | 155 ( 29) 名   | 7名増 ( 2名減)   |
| プラスチック容器関連 | 235 (147) 名   | 17名増 ( 8名増)  |
| 産業器材関連     | 63 ( 17) 名    | 5名増 ( 2名増)   |
| 報告セグメント計   | 1,728 (372) 名 | 7名増 ( 7名減)   |
| その他        | 333 (162) 名   | 6名増 ( 7名減)   |
| 全社 (共通)    | 90 ( 13) 名    | 1名増 ( 2名減)   |
| 合計         | 2,151 (547) 名 | 14名増 ( 16名減) |

(注) 使用人数の ( ) 内は、パート及びアルバイト等の臨時従業員の年間平均雇用人員であり、外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数       | 前事業年度末比増減  | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|------------|------------|--------|--------|
| 784 (99) 名 | 7名増 (12名減) | 40歳9ヵ月 | 15年8ヵ月 |

| セグメントの名称   | 使用人数        | 前事業年度末比増減   |
|------------|-------------|-------------|
| ガラスびん関連    | 321 ( 54) 名 | 9名減 ( 4名減)  |
| ハウスウェア関連   | 121 ( 6) 名  | 1名減 ( 3名減)  |
| 紙容器関連      | 155 ( 29) 名 | 7名増 ( 2名減)  |
| プラスチック容器関連 | 14 ( ー) 名   | 4名増 ( ー)    |
| 報告セグメント計   | 611 ( 89) 名 | 1名増 ( 9名減)  |
| その他        | 100 ( 1) 名  | 2名増 ( 2名減)  |
| 全社 (共通)    | 73 ( 9) 名   | 4名増 ( 1名減)  |
| 合計         | 784 ( 99) 名 | 7名増 ( 12名減) |

(注) 1. 上記使用人には、他の法人等への出向者102名は含んでおりません。

2. 使用人数の ( ) 内は、パート及びアルバイト等の臨時従業員の年間平均雇用人員であり、外数で記載しております。

(10) 主要な借入先 (2019年 3月20日現在)

| 借入先         | 借入額      |
|-------------|----------|
| 株式会社みずほ銀行   | 3,468百万円 |
| 株式会社三井住友銀行  | 2,324    |
| 株式会社滋賀銀行    | 1,716    |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 1,667    |
| 株式会社大垣共立銀行  | 1,452    |

(11) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、収益状況に対応した配当を行うことを基本としておりますが、何よりも先ず安定的な配当の継続を重要な方針といたしております。内部留保につきましては、財務体質の強化を進めるとともに、その充実を図り堅実な経営基盤の確保に努めてまいります。配当の決定は、会社法第459条第1項の規定に基づき、株主総会の決議によらず、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当期につきましては、普通配当を1株当たり45円とさせていただくことを2019年4月24日開催の取締役会で決定いたしました。なお2019年2月4日開催の取締役会において、1株当たり20円の創業200年記念配当の実施を決定しております。これにより2019年3月期の1株当たりの期末配当金は、2019年5月31日を効力発生日として、45円の普通配当に20円の記念配当を加えた65円とさせていただきます。

## 2. 会社の株式に関する事項

### (1) 株式の状況 (2019年3月20日現在)

- ① 発行可能株式総数 14,000,000株
- ② 発行済株式の総数 4,219,554株 (うち自己株式33,047株)
- ③ 株主数 6,038名
- ④ 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                                          | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|------------------------------------------------|-------|---------|
| 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社                        | 219千株 | 5.24%   |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行                              | 173   | 4.14    |
| 第 一 生 命 保 険 株 式 会 社                            | 150   | 3.58    |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行                          | 131   | 3.14    |
| A G C 株 式 会 社                                  | 121   | 2.89    |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行<br>株 式 会 社 (信 託 口) | 97    | 2.33    |
| 愛 知 時 計 電 機 株 式 会 社                            | 96    | 2.29    |
| 石 塚 芳 三                                        | 91    | 2.17    |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行                            | 87    | 2.07    |
| 御 幸 毛 織 株 式 会 社                                | 70    | 1.67    |

(注) 持株比率は自己株式 (33,047株) を控除して計算しております。

### (2) その他の株式に関する重要な事項

- ① 2019年2月20日を払込期日とする公募による新株式の発行及び自己株式の処分により、発行済株式の総数500,000株、資本金及び資本準備金が720,119,000円増加しております。
- ② 2019年3月15日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当による新株式の発行により、発行済株式の総数が90,000株、資本金及び資本準備金が146,415,600円増加しております。

### 3. 会社の役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況（2019年3月20日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                      |
|-----------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 | 石 塚 久 継 | 社長執行役員                                                                                                                       |
| 取 締 役     | 畔 柳 博 史 | 常務執行役員、経営企画部長兼財務部長<br>内部統制担当<br>グループ連携担当<br>久金属工業株式会社取締役<br>鳴海製陶株式会社取締役<br>遠東石塚グリーンペット株式会社代表取締役                              |
| 取 締 役     | 北 山 聡   | 執行役員、ハウスウェアカンパニー社長<br>アデリア株式会社取締役<br>鳴海製陶株式会社取締役<br>北洋硝子株式会社取締役                                                              |
| 取 締 役     | 下 宮 尚 己 | 執行役員、アドバンストガラスカンパニー社長兼<br>新事業創出カンパニー社長                                                                                       |
| 取 締 役     | 後 藤 武 夫 | 弁護士                                                                                                                          |
| 取 締 役     | 安 北 千 差 |                                                                                                                              |
| 常 勤 監 査 役 | 大 橋 茂 夫 | 日本パリソン株式会社監査役<br>石塚物流サービス株式会社監査役<br>ウイストン株式会社監査役<br>石硝運輸株式会社監査役<br>アデリア株式会社監査役<br>鳴海製陶株式会社監査役<br>久金属工業株式会社監査役<br>北洋硝子株式会社監査役 |
| 監 査 役     | 加 藤 茂   | 弁護士                                                                                                                          |
| 監 査 役     | 小 栗 悟   | 税理士                                                                                                                          |

- (注) 1. 取締役後藤武夫、安北千差の両氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役加藤茂、小栗悟の両氏は、社外監査役であります。  
3. 取締役後藤武夫、安北千差、監査役加藤茂、小栗悟の四氏を、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。  
4. 監査役小栗悟氏は、税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動  
①取締役石塚芳三、山中昭廣、大橋茂夫の三氏は、2018年6月14日開催の第83回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。  
②北山聡、下宮尚己、安北千差の三氏は、2018年6月14日開催の第83回定時株主総会において取締役に選任され就任いたしました。  
③監査役加藤明氏は、2018年6月14日開催の第83回定時株主総会終結の時をもって、辞任いたしました。  
④大橋茂夫氏は、2018年6月14日開催の第83回定時株主総会において監査役に選任され就任いたしました。  
6. 重要な兼職にかかる異動  
①取締役畔柳博史氏は、2019年3月7日付で遠東石塚グリーンペット株式会社の代表取締役に選任され就任しております。  
②監査役大橋茂夫氏は、2018年5月29日付で鳴海製陶株式会社監査役、2018年6月5日付でウイストン株式会社監査役、2018年6月6日付で石硝運輸株式会社監査役及びアデリア株式会社監査役、2018年6月7日付で石塚物流サービス株式会社監査役、2018年6月8日付で日本パリソン株式会社監査役に選任され就任しております。

7. 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況は、後記「(3) 社外役員に関する事項」に記載しております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分   | 支 給 人 員 | 報 酬 等 の 額 | 摘 要            |
|-------|---------|-----------|----------------|
| 取 締 役 | 9名      | 95百万円     | 内社外取締役2名 9百万円  |
| 監 査 役 | 4名      | 26百万円     | 内社外監査役2名 11百万円 |
| 合 計   | 13名     | 122百万円    |                |

- (注) 1. 上記には2018年6月14日開催の第83回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び辞任した監査役1名を含んでおります。  
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。  
3. 取締役の報酬限度額は、2007年6月15日開催の第72回定時株主総会において年額220百万円以内と決議いただいております。  
4. 監査役の報酬限度額は、2007年6月15日開催の第72回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 区 分   | 氏 名     | 重 要 な 兼 職 の 状 況   |
|-------|---------|-------------------|
| 取 締 役 | 後 藤 武 夫 | 株式会社シイエム・シイ 社外監査役 |
| 監 査 役 | 小 栗 悟   | 株式会社エスポア 社外監査役    |

- (注) 1. 当社と株式会社シイエム・シイとの間には、特別の関係はありません。  
2. 当社と株式会社エスポアの間には、特別の関係はありません。  
3. 取締役安北千差、監査役加藤茂の両氏は、重要な兼職はありません。

### ② 当該事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                                              |
|-------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 後 藤 武 夫 | 当事業年度に開催した取締役会15回のうち14回に出席し、取締役会における審議・報告に際して、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。                                |
| 取 締 役 | 安 北 千 差 | 2018年6月14日就任以降開催した取締役会11回のうち11回全てに出席し、主にデザイナーとしての専門的見地から発言を行っております。                                      |
| 監 査 役 | 加 藤 茂   | 当事業年度に開催した取締役会15回のうち15回すべてに出席、また、監査役会8回のうち8回すべてに出席し、取締役会・監査役会における審議・報告に際して、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。   |
| 監 査 役 | 小 栗 悟   | 当事業年度に開催した取締役会15回のうち14回に出席、また、監査役会8回のうち8回全てに出席し、取締役会・監査役会における審議・報告に際して、主に税理士として財務及び会計の専門的見地から発言を行っております。 |

### ③ 責任限定契約の概況

当社と社外取締役２名及び社外監査役２名は、会社法第427条第１項並びに当社定款第31条第２項、第39条第２項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

|                                | 支 払 額 |
|--------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 38百万円 |
| 当社及び当子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 60百万円 |

- (注) １. 当社の子会社のうち、会計監査人設置会社である日本パリゾン株式会社及び鳴海製陶株式会社は有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。
２. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
３. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性の検討をした結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

### (3) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、内部統制システムに関する基本的な考え方について、下記のとおり決議しております。

### 1. 業務運営の基本方針

石塚硝子グループは、「誠実・努力・創造」を社是として掲げ、次の経営理念を業務運営の基本方針とする。

#### 【経営理念】

- ① “信用第一” に心がけ、グループ企業内外の信頼を得る。
- ② “企業は人なり” の理念で、人材の育成に努める。
- ③ “最高の品質” を求め、絶えず新技術を開発する。
- ④ “革新と創造” に満ちた永続的發展を続け、社会に貢献する。

また、企業として社会的責任を果たし、社会からの信頼に応じていく企業であることを目指し、社員一人ひとりが法令を遵守し高い倫理観をもって適切な判断と行動ができるように基本的な行動指針を定める。

### 2. 内部統制システムの基本方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は経営理念や石塚硝子グループコンプライアンス行動規範に基づき、法令及び定款に適合するための体制整備に努める。
- ② コンプライアンス全体を統括する組織として、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な事項を審議する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、情報管理規程、その他の社内規程に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で記録し、適正に保存及び管理する。

(3) 当社及び子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理の実効性を確保し、適切な対応を図るため、リスク管理委員会を設置し、当社グループのリスク管理の基本方針並びにその推進体制、その他重要事項を決定する。これに基づき、リスクの未然防止などの事前対応とリスクが顕在化したときの事後対応を行う。
- ② リスク管理委員会の下にリスク管理推進委員会を設置し、当社グループのリスクを抽出し、低減策を実行する。

- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 石塚硝子グループ中期経営計画及び年度経営計画を策定し、部門毎に方針を明確化し、一貫した管理を行う。
  - ② カンパニー制及び執行役員制により、担当業務と職務権限を明確にし、職務の効率化を図る。
- (5) 当社グループの使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 石塚硝子グループコンプライアンス行動規範に基づき、研修等を通じて、当社グループのすべての役員及び社員等に対しコンプライアンスの徹底を図る。
  - ② 内部通報制度の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正を図るとともに、内部監査部門による継続的監査を行う。
- (6) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① 当社グループの業務が法令及び定款に適合することを確保するため、経営理念と行動指針を当社グループ共通のものとし、人的交流等を通じてその浸透を図る。
  - ② 石塚硝子グループ管理規程に基づき、当社グループ相互の責任と権限を定め、業務の組織的かつ効率的な運営を図る。
  - ③ 業務報告会を通じて、当社グループの情報の共有と経営の適正性の確保に努める。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役の職務を補助するため、監査役の要請により合理的な範囲で監査役スタッフを置く。
- (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役の職務を補助する使用人の人事に係る事項については、事前に監査役会の同意を得る。
  - ② 監査役スタッフは、監査役の要請に基づき当該職務を行う期間は、監査役の指揮命令下にあるものとし、取締役からの独立性を確保する。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社グループの役員及び社員等は、主な業務執行について、必要に応じ監査役に報告するほか、事業運営に重要な影響を与える事項については、都度報告をする。
- ② 内部通報制度の担当部署は、当社グループの役員及び社員等からの内部通報の状況について、必要に応じて、監査役に報告をする。
- ③ 報告をした役員及び社員等に対し、当該報告したことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、周知徹底を行う。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、監査役監査の実効性を高めるために、監査役の重要会議への出席や重要文書の閲覧、工場・子会社の実地監査等の監査活動に積極的に協力する。
- ② 内部監査部門は、監査役との連携を密にし、監査役に対し内部監査結果の報告をする。
- ③ 監査役が職務の遂行において生ずる費用の請求をするときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、石塚硝子グループコンプライアンス行動規範において市民生活の秩序や安全及び企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした姿勢で対応する旨を定め、反社会的勢力との関係排除に向け、当社グループ全体で企業倫理の浸透に取り組む。また、平素より関係機関等からの情報収集に努め、所轄警察、顧問弁護士等と緊密に連携し適切に対処する体制を構築する。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のための内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うことにより金融商品取引法及びその他の関係法令等に対する適合性を確保する。

### 3. 業務の適正を確保する体制の運用状況

当事業年度における主な取り組みは、以下の通りであります。

#### (1) コンプライアンスに対する取り組み

石塚硝子グループコンプライアンス行動規範カードを当社グループのすべての役員及び社員等が携帯し、コンプライアンスの周知徹底を図っております。また、石塚硝子グループの役員及び社員へ向けた研修を行い、コンプライアンスの周知を行っております。

当社は、内部通報窓口を設け、問題の早期発見と改善に努めております。

#### (2) リスク管理に対する取り組み

当社は「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会及びリスク管理推進委員会を設置しております。リスク管理委員会では、リスク管理の基本方針等を決定し、リスク管理推進委員会において、その方針に基づいたリスクを抽出・低減策を実行することによりリスクを管理しております。

#### (3) 職務執行の適正性及び効率性の確保に関する取り組み

取締役会は、社外取締役2名を含む6名で構成されており、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。当期において取締役会は15回開催され、各議案に対し活発な意見交換がなされております。

また、当社はカンパニー制及び執行役員制を導入し、経営の効率化を図っております。

#### (4) 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取り組み

「石塚硝子グループ管理規程」を定め、業務の効率的な運営を図っております。また、毎月カンパニー社長会及び業務報告会を開催し情報の共有と経営の適正性を確保しております。

#### (5) 監査役の監査が実効的に行われることに対する取り組み

監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成されております。当期において監査役会は8回開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。また、監査役は、社内の重要会議に出席し監査の実効性を高めております。

## 6. 会社の支配に関する基本方針の概要

### (1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

### (2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、以下の施策を実施しております。

#### ① 「中期経営計画」による企業価値向上への取り組み

当社は1819年（文政2年）の創業以来、ガラスびん・ハウスウェア・紙容器・プラスチック容器・産業器材と事業領域を拡大し成長してきました。くらしに彩り、豊かさとお届けすることをくわたしたちの使命>とし、価値あるモノづくりとともに、社会で輝くヒトを育て、未来に向かうユメを築くことをくわたしたちのビジョン>としております。また、創業以来育んできた伝統と歴史を心に刻み、更なる飛躍に向けて、何事も「誠実」に向き合うこと、失敗を恐れることなく常に「挑戦」を続けること、そして一人ひとりが「成長」を忘れないことの3つをくわたしたちの約束>とし、社会に貢献する企業を目指して事業活動を行っております。

当社グループは、企業価値の向上を図るため、2019年度を初年度とする3年間の新たな石塚硝子中期経営計画『ISHIZUKA 2021 ～次の100年に向けて～』をスタートさせました。

この新たな中期経営計画は①営業利益率5%の達成、②非容器事業を連結売上高の10%まで拡大、③グループ横断機能の更なる強化の3項目を基本方針に掲げております。中期経営計画を愚直に推進することにより企業価値向上に取り組んでおります。

#### ② コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社の取締役は、6名（うち代表取締役1名、社外取締役2名）の構成とな

っており、法令及び定款に定める事項や経営戦略の立案、その他経営上の重要事項の意思決定と職務執行の監督・監視など全社経営機能を担っております。また、直接的な職務執行責任を明確に分離し、社内カンパニー制及び執行役員制度を導入しております。

当社は、監査役会設置会社であり、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成する監査役会を開催するほか、自らの監査方針・監査計画に基づき各社内カンパニー・部門及びグループ会社の監査を実施すると共に取締役会・カンパニー社長会等の重要会議に出席し、職務の執行状況を監視できる体制としております。また、内部統制を実効あらしめるため、業務監査部を中心に、事業活動の全般にわたる管理・運営制度及び職務の執行状況の合法性、合理性について監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告すると共に会計監査人と連携し、業務改善への助言・提案を行っております。その他取締役・執行役員・連結子会社社長を構成メンバーとするリスク管理委員会を設置し、定期的にリスク管理委員会を開催しております。

当社はこれらの取り組みとともに株主の皆様をはじめ従業員、お取引先等ステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、企業価値の中長期安定的な向上を目指してまいります。

### (3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。

本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が大規模買付行為実施前に遵守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の提供完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表いたします。したがって、大規模買付行為は、取締役会の評価検討の期間の経過後にのみ開始されます。当社取締役会は、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守した場合は、原則として対抗措置をとりません。他方、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、必要性相当性の範囲内において会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。

本プランの有効期間は本定時株主総会終結時までとなっておりますが、有効期間中であっても、株主総会又は取締役会の決議により本プランは廃止されることがあります。また、随時見直しを行い、株主総会における株主の皆様の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。

本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載の「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」をご参照ください。  
(参考URL <http://www.ishizuka.co.jp/news/index.html>)

- (4) 本プランが、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

本プランは、①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること、②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること、③合理的な客観的発動要件の設定をしていること、④独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示をしていること、⑤株主意思を重視するものであること、⑥デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと、の理由から会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

# 連結貸借対照表

(2019年3月20日現在)

(単位：百万円)

| 科 目               | 金 額    | 科 目                     | 金 額    |
|-------------------|--------|-------------------------|--------|
| (資 産 の 部)         |        | (負 債 の 部)               |        |
| 流 動 資 産           | 35,680 | 流 動 負 債                 | 23,776 |
| 現 金 及 び 預 金       | 3,538  | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金       | 7,445  |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 | 11,506 | 短 期 借 入 金               | 7,157  |
| 商 品 及 び 製 品       | 11,608 | 1 年 内 償 還 予 定 の 社 債     | 739    |
| 仕 掛 品             | 745    | リ ー ス 債 務               | 1,184  |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品   | 4,562  | 未 払 金                   | 3,451  |
| 繰 延 税 金 資 産       | 539    | 未 払 費 用                 | 2,139  |
| そ の 他             | 3,184  | 未 払 法 人 税 等             | 270    |
| 貸 倒 引 当 金         | △4     | 賞 与 引 当 金               | 698    |
| 固 定 資 産           | 45,321 | そ の 他                   | 689    |
| 有 形 固 定 資 産       | 36,702 | 固 定 負 債                 | 29,833 |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 7,376  | 社 債                     | 7,814  |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 6,753  | 長 期 借 入 金               | 6,485  |
| 工 具 器 具 及 び 備 品   | 1,150  | リ ー ス 債 務               | 4,253  |
| 土 地               | 15,784 | 繰 延 税 金 負 債             | 1,018  |
| リ ー ス 資 産         | 5,066  | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 | 3,395  |
| 建 設 仮 勘 定         | 570    | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金       | 69     |
| 無 形 固 定 資 産       | 176    | 汚 染 負 荷 量 引 当 金         | 491    |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 130    | 退 職 給 付 に 係 る 負 債       | 5,866  |
| そ の 他             | 46     | そ の 他                   | 437    |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 8,442  | 負 債 合 計                 | 53,610 |
| 投 資 有 価 証 券       | 7,445  | (純 資 産 の 部)             |        |
| 繰 延 税 金 資 産       | 504    | 株 主 資 本                 | 17,210 |
| そ の 他             | 521    | 資 本 金                   | 6,344  |
| 貸 倒 引 当 金         | △29    | 資 本 剰 余 金               | 4,600  |
| 繰 延 資 産           | 205    | 利 益 剰 余 金               | 6,349  |
| 社 債 発 行 費         | 205    | 自 己 株 式                 | △84    |
| 資 産 合 計           | 81,207 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   | 7,441  |
|                   |        | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 2,567  |
|                   |        | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益           | 13     |
|                   |        | 土 地 再 評 価 差 額 金         | 5,338  |
|                   |        | 為 替 換 算 調 整 勘 定         | 1      |
|                   |        | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | △479   |
|                   |        | 非 支 配 株 主 持 分           | 2,945  |
|                   |        | 純 資 産 合 計               | 27,597 |
|                   |        | 負 債 及 び 純 資 産 合 計       | 81,207 |

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

# 連 結 損 益 計 算 書

(自 2018年 3月21日)  
(至 2019年 3月20日)

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金 額  |        |
|-----------------------|------|--------|
| 売 上 高                 |      | 71,186 |
| 売 上 原 価               |      | 57,406 |
| 売 上 総 利 益             |      | 13,780 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |      | 11,424 |
| 営 業 利 益               |      | 2,355  |
| 営 業 外 収 益             |      |        |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金     | 238  |        |
| 受 取 賃 貸 料             | 174  |        |
| そ の 他                 | 109  | 522    |
| 営 業 外 費 用             |      |        |
| 支 払 利 息               | 345  |        |
| 賃 貸 収 入 原 価           | 80   |        |
| 解 約 損                 | 67   |        |
| 為 替 差 損               | 21   |        |
| そ の 他                 | 219  | 734    |
| 経 常 利 益               |      | 2,144  |
| 特 別 利 益               |      |        |
| 関 係 会 社 整 理 益         | 214  |        |
| 受 取 保 険 金             | 59   | 274    |
| 特 別 損 失               |      |        |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 501  |        |
| 災 害 に よ る 損 失         | 177  | 679    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 |      | 1,738  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 417  |        |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △295 | 122    |
| 当 期 純 利 益             |      | 1,616  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益       |      | 128    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益       |      | 1,488  |

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

## 連結株主資本等変動計算書

（自 2018年3月21日）  
（至 2019年3月20日）

（単位：百万円）

|                                             | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|---------------------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                                             | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高                                   | 5,911   | 4,149     | 5,018     | △298    | 14,781      |
| 連結会計年度中の変動額                                 |         |           |           |         |             |
| 新 株 の 発 行                                   | 433     | 433       |           |         | 866         |
| 剰 余 金 の 配 当                                 |         |           | △157      |         | △157        |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益                     |         |           | 1,488     |         | 1,488       |
| 自 己 株 式 の 取 得                               |         |           |           | △0      | △0          |
| 自 己 株 式 の 処 分                               |         | 17        |           | 214     | 232         |
| 株主資本以外の項目の<br>連 結 会 計 年 度 中 の<br>変 動 額（純 額） |         |           |           |         |             |
| 連結会計年度中の変動額合計                               | 433     | 451       | 1,331     | 213     | 2,429       |
| 当 期 末 残 高                                   | 6,344   | 4,600     | 6,349     | △84     | 17,210      |

|                                             | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額         |                  |                    |                    |                               |                                 | 非 支 配<br>株 主 持 分 | 純 資 産<br>合 計 |
|---------------------------------------------|-------------------------------|------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|---------------------------------|------------------|--------------|
|                                             | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 繰 延 ヘ ッ ジ<br>損 益 | 土 地 再 評<br>価 差 額 金 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | 退 職 給 付<br>に 係 る 調 整<br>累 計 額 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |                  |              |
| 当 期 首 残 高                                   | 2,771                         | △155             | 5,338              | 151                | △537                          | 7,569                           | 2,800            | 25,150       |
| 連結会計年度中の変動額                                 |                               |                  |                    |                    |                               |                                 |                  |              |
| 新 株 の 発 行                                   |                               |                  |                    |                    |                               |                                 |                  | 866          |
| 剰 余 金 の 配 当                                 |                               |                  |                    |                    |                               |                                 |                  | △157         |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益                     |                               |                  |                    |                    |                               |                                 |                  | 1,488        |
| 自 己 株 式 の 取 得                               |                               |                  |                    |                    |                               |                                 |                  | △0           |
| 自 己 株 式 の 処 分                               |                               |                  |                    |                    |                               |                                 |                  | 232          |
| 株主資本以外の項目の<br>連 結 会 計 年 度 中 の<br>変 動 額（純 額） | △204                          | 168              | －                  | △149               | 58                            | △127                            | 145              | 18           |
| 連結会計年度中の変動額合計                               | △204                          | 168              | －                  | △149               | 58                            | △127                            | 145              | 2,447        |
| 当 期 末 残 高                                   | 2,567                         | 13               | 5,338              | 1                  | △479                          | 7,441                           | 2,945            | 27,597       |

（記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。）

# 貸 借 対 照 表

(2019年3月20日現在)

(単位：百万円)

| 科 目               | 金 額    | 科 目                     | 金 額    |
|-------------------|--------|-------------------------|--------|
| (資 産 の 部)         |        | (負 債 の 部)               |        |
| 流 動 資 産           | 27,492 | 流 動 負 債                 | 23,041 |
| 現 金 及 び 預 金       | 1,449  | 支 払 手 形                 | 382    |
| 受 取 手 形           | 1,975  | 買 掛 金                   | 8,886  |
| 売 掛 金             | 7,842  | 短 期 借 入 金               | 7,039  |
| 商 品 及 び 製 品       | 7,427  | 1 年 内 償 還 予 定 の 社 債     | 712    |
| 仕 掛 品             | 119    | リ ー ス 債 務               | 329    |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品   | 2,581  | 未 払 金                   | 2,935  |
| 繰 延 税 金 資 産       | 363    | 未 払 費 用                 | 1,648  |
| 未 収 入 金           | 3,223  | 未 払 消 費 税 等             | 115    |
| 関 係 会 社 短 期 貸 付 金 | 2,225  | 前 受 金                   | 49     |
| そ の 他             | 284    | 預 り 金                   | 240    |
| 貸 倒 引 当 金         | △1     | 賞 与 引 当 金               | 432    |
| 固 定 資 産           | 39,029 | 設 備 関 係 支 払 手 形         | 217    |
| 有 形 固 定 資 産       | 23,769 | そ の 他                   | 49     |
| 建 物               | 5,229  | 固 定 負 債                 | 21,665 |
| 構 築 物             | 604    | 社 債                     | 6,814  |
| 機 械 装 置           | 4,814  | 長 期 借 入 金               | 6,358  |
| 車 両 運 搬 具         | 21     | リ ー ス 債 務               | 1,397  |
| 工 具 器 具 及 び 備 品   | 878    | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 | 2,614  |
| 土 地               | 10,711 | 退 職 給 付 引 当 金           | 3,776  |
| リ ー ス 資 産         | 1,360  | 汚 染 負 荷 量 引 当 金         | 491    |
| 建 設 仮 勘 定         | 149    | そ の 他                   | 212    |
| 無 形 固 定 資 産       | 37     | 負 債 合 計                 | 44,707 |
| 施 設 利 用 権         | 10     | (純 資 産 の 部)             |        |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 15     | 株 主 資 本                 | 14,709 |
| そ の 他             | 10     | 資 本 金                   | 6,344  |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 15,222 | 資 本 剰 余 金               | 4,566  |
| 投 資 有 価 証 券       | 4,779  | 資 本 準 備 金               | 3,391  |
| 関 係 会 社 株 式       | 9,835  | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 1,174  |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金 | 37     | 利 益 剰 余 金               | 3,883  |
| そ の 他             | 585    | 利 益 準 備 金               | 1      |
| 貸 倒 引 当 金         | △15    | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 3,882  |
| 繰 延 資 産           | 183    | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 3,882  |
| 社 債 発 行 費         | 183    | 自 己 株 式                 | △84    |
| 資 産 合 計           | 66,705 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 7,288  |
|                   |        | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 1,940  |
|                   |        | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益           | 9      |
|                   |        | 土 地 再 評 価 差 額 金         | 5,338  |
|                   |        | 純 資 産 合 計               | 21,998 |
|                   |        | 負 債 及 び 純 資 産 合 計       | 66,705 |

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

# 損 益 計 算 書

（自 2018年3月21日）  
（至 2019年3月20日）

（単位：百万円）

| 科 目                   | 金 額 |        |
|-----------------------|-----|--------|
| 売 上 高                 |     | 59,628 |
| 売 上 原 価               |     | 52,063 |
| 売 上 総 利 益             |     | 7,564  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |     | 6,971  |
| 営 業 利 益               |     | 593    |
| 営 業 外 収 益             |     |        |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金     | 658 |        |
| 受 取 賃 貸 料             | 960 |        |
| そ の 他                 | 64  | 1,682  |
| 営 業 外 費 用             |     |        |
| 支 払 利 息               | 291 |        |
| 賃 貸 収 入 原 価           | 390 |        |
| 解 約 損                 | 67  |        |
| そ の 他                 | 187 | 938    |
| 経 常 利 益               |     | 1,337  |
| 特 別 利 益               |     |        |
| 受 取 保 険 金             | 59  | 59     |
| 特 別 損 失               |     |        |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 501 |        |
| 災 害 に よ る 損 失         | 168 | 670    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |     | 727    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 21  |        |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 52  | 73     |
| 当 期 純 利 益             |     | 653    |

（記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。）

# 株主資本等変動計算書

(自 2018年3月21日)  
(至 2019年3月20日)

(単位：百万円)

|                             | 株 主 資 本 |           |                |              |           |                    |              |      |        |
|-----------------------------|---------|-----------|----------------|--------------|-----------|--------------------|--------------|------|--------|
|                             | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金 |                    |              | 自己株式 | 株主資本計  |
|                             |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | そ の 他<br>利 益 剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |      |        |
|                             |         |           |                |              |           | 繰越利益<br>剰 余 金      |              |      |        |
| 当 期 首 残 高                   | 5,911   | 2,957     | 1,174          | 4,132        | 1         | 3,386              | 3,387        | △339 | 13,091 |
| 事業年度中の変動額                   |         |           |                |              |           |                    |              |      |        |
| 新 株 の 発 行                   | 433     | 433       |                | 433          |           |                    |              |      | 866    |
| 剰 余 金 の 配 当                 |         |           |                |              |           | △157               | △157         |      | △157   |
| 当 期 純 利 益                   |         |           |                |              |           | 653                | 653          |      | 653    |
| 自己株式の取得                     |         |           |                |              |           |                    |              | △0   | △0     |
| 自己株式の処分                     |         |           |                |              |           |                    |              | 255  | 255    |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変 動 額 (純 額) |         |           |                |              |           |                    |              |      | —      |
| 事業年度中の変動額合計                 | 433     | 433       | —              | 433          | —         | 496                | 496          | 255  | 1,617  |
| 当 期 末 残 高                   | 6,344   | 3,391     | 1,174          | 4,566        | 1         | 3,882              | 3,883        | △84  | 14,709 |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |         |                    |                        | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|------------------|---------|--------------------|------------------------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土 地 再 評 価<br>差 額 金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高               | 2,185            | △65     | 5,338              | 7,459                  | 20,551    |
| 事業年度中の変動額               |                  |         |                    |                        |           |
| 新 株 の 発 行               |                  |         |                    |                        | 866       |
| 剰 余 金 の 配 当             |                  |         |                    |                        | △157      |
| 当 期 純 利 益               |                  |         |                    |                        | 653       |
| 自己株式の取得                 |                  |         |                    |                        | △0        |
| 自己株式の処分                 |                  |         |                    |                        | 255       |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | △245             | 74      | —                  | △170                   | △170      |
| 事業年度中の変動額合計             | △245             | 74      | —                  | △170                   | 1,447     |
| 当 期 末 残 高               | 1,940            | 9       | 5,338              | 7,288                  | 21,998    |

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

## 独立監査人の監査報告書

2019年4月26日

石塚硝子株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 三 浦 宏 和 ⑩  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 井 淳 一 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、石塚硝子株式会社の2018年3月21日から2019年3月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、石塚硝子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年4月26日

石塚硝子株式会社

取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三 浦 宏 和 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤 井 淳 一 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、石塚硝子株式会社の2018年3月21日から2019年3月20日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年3月21日から2019年3月20日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針及び監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査方針及び監査計画に従い、取締役、執行役員、業務監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月9日

石塚硝子株式会社 監査役会

常勤監査役 大 橋 茂 夫 ㊞

社外監査役 加 藤 茂 ㊞

社外監査役 小 栗 悟 ㊞

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                             | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                       | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | いし づか ひさ つぐ<br>石 塚 久 継<br>(1965年<br>4月2日) | 1990年4月 株式会社富士銀行入行<br>1997年9月 当社入社<br>2004年6月 当社取締役兼執行役員ガラスびんカンパニー社長<br>2009年6月 当社常務取締役<br>2011年6月 当社取締役副社長営業部門・管理部門管掌<br>2013年6月 当社代表取締役社長<br>2018年6月 当社代表取締役社長執行役員（現任） | 48,300株           |
|            |                                           | 取締役候補者とした理由<br>石塚久継氏は、管理部門、ガラスびん事業を中心に携わり、当社における業務上の豊富な経験と実績を有しております。また、2013年6月に当社代表取締役に就任し、当社グループ経営に貢献しております。引き続きこれらの経験と実績を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。      |                   |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                     | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2          | <p>くろ やなぎ ひろ し<br/>畔 柳 博 史<br/>(1960年)<br/>(8月5日)</p>                                                                                             | <p>1984年4月 株式会社富士銀行入行<br/>2007年11月 同行（現株式会社みずほ銀行）<br/>押上支店支店長<br/>2010年4月 同行新宿南口支店支店長<br/>2012年6月 当社入社<br/>2012年6月 当社執行役員経営企画部長<br/>2013年6月 当社取締役兼執行役員経営企画部長<br/>2014年6月 当社取締役兼執行役員管理本部長兼<br/>経営企画部長兼内部統制担当<br/>2018年3月 当社取締役兼執行役員財務部長兼経<br/>営企画部長 内部統制担当 グルー<br/>プ連携担当<br/>2018年6月 当社取締役兼常務執行役員財務部長<br/>兼経営企画部長 内部統制担当 グ<br/>ループ連携担当（現任）<br/>(重要な兼職の状況)<br/>久金属工業株式会社取締役<br/>鳴海製陶株式会社取締役<br/>遠東石塚グリーンペット株式会社代表取締役</p> | 3,800株            |
|            | <p>取締役候補者とした理由<br/>畔柳博史氏は、金融機関における豊富な経験と実績を有しております。また、当社へ入社後、管理部門に携わり、当社グループ経営に貢献しております。引き続きこれらの経験と実績を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                   |
| 3          | <p>きた やま さとし<br/>北 山 聡<br/>(1958年)<br/>(10月20日)</p>                                                                                               | <p>1981年3月 当社入社<br/>2007年8月 当社ガラスびんカンパニー業務部長<br/>2012年6月 当社執行役員管理本部財務部長<br/>2018年3月 当社執行役員ハウスウェアカンパニ<br/>ー社長<br/>2018年6月 当社取締役執行役員ハウスウェアカ<br/>ンパニー社長（現任）<br/>(重要な兼職の状況)<br/>アデリア株式会社取締役<br/>鳴海製陶株式会社取締役<br/>北洋硝子株式会社取締役</p>                                                                                                                                                                                            | 3,500株            |
|            | <p>取締役候補者とした理由<br/>北山聡氏は、ガラスびん事業・ガラス食器事業・財務部門に携わり当社における業務上の豊富な経験と実績を有しております。これらの経験と実績を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                   |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                       | 氏 名<br>(生年月日)                             | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 4                                                                                                                                                                                                                | しも みや たか み<br>下 宮 尚 己<br>(1958年<br>3月11日) | 1980年4月 三井物産株式会社入社<br>2009年10月 当社入社<br>2013年6月 当社執行役員プラスチックカンパニ<br>ー社長<br>2018年3月 当社執行役員アドバンストガラスカ<br>ンパニー社長兼新事業創出カンパニ<br>ー社長<br>2018年6月 当社取締役兼執行役員アドバンスト<br>ガラスカンパニー社長兼新事業創出<br>カンパニー社長<br>2019年5月 当社取締役兼執行役員アドバンスト<br>ガラスカンパニー社長兼新事業創出<br>カンパニー社長 非容器事業担当<br>(現任) | 3,100株            |
| 取締役候補者とした理由<br>下宮尚己氏は、商社において樹脂関連の豊富な経験と実績を有しております。また、当社へ入社後、プラスチック事業に携わり、当社グループ経営に貢献しております。これらの実績を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。                                                                        |                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                     |                   |
| 5                                                                                                                                                                                                                | ご とう たけ お<br>後 藤 武 夫<br>(1945年<br>4月10日)  | 1972年3月 弁護士登録<br>1979年4月 後藤武夫法律事務所<br>(現 後藤・鈴木法律事務所) 開設<br>同 所長 (現任)<br>2006年6月 当社監査役<br>2014年6月 当社取締役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社シイエム・シイ 社外監査役                                                                                                                      | 2,800株            |
| 社外取締役候補者とした理由<br>後藤武夫氏は、弁護士としての専門的見地から企業法務に関して高い見識を有しており、これらを当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由に基づき、当社の社外取締役として大局的見地から助言をいただき、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。   |                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                     |                   |
| 6                                                                                                                                                                                                                | やす きた ち さ<br>安 北 千 差<br>(1972年<br>3月31日)  | 2005年4月 0.1.L.design設立<br>同 代表 (現任)<br>2018年6月 当社取締役 (現任)                                                                                                                                                                                                           | 100株              |
| 社外取締役候補者とした理由<br>安北千差氏は、生活雑貨流通業界においてデザイナーとして豊富な経験と知識を有しております。これらを当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記理由に基づき、当社の社外取締役として大所高所から助言をいただき、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 |                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                     |                   |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 後藤武夫、安北千差の両氏は、社外取締役候補者であります。また、後藤武夫、安北千差の両氏が選任された場合は、当社は両氏を、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。
3. 後藤武夫氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。なお、同氏は、過去に当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は8年であります。
4. 安北千差氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、後藤武夫、安北千差の両氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第31条第2項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、後藤武夫、安北千差の両氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。

## 第2号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役加藤茂、小栗悟の両氏の補欠監査役として石倉平五氏を、監査役大橋茂夫氏の補欠監査役として岡村孝氏を選任することをお願いいたしたいと存じます。

なお、石倉平五、岡村孝の両氏の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

その候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                             | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                          | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | いし くら へい ご<br>石 倉 平 五<br>(1949年<br>7月20日) | 1974年10月 監査法人丸の内会計事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所<br>1978年3月 公認会計士登録<br>2011年5月 税理士登録<br>2011年7月 石倉平五事務所開設<br>同 所長（現任）                                              | 0株                |
| 2          | おか むら たかし<br>岡 村 孝<br>(1948年<br>6月11日)    | 1974年3月 当社入社<br>2007年6月 当社執行役員管理本部総務部長<br>2010年6月 当社執行役員管理本部人事・総務部長兼石塚物流サービス株式会社代表取締役社長<br>2011年6月 石塚物流サービス株式会社代表取締役社長<br>2012年6月 当社顧問<br>2016年6月 当社顧問退任 | 3,000株            |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者石倉平五氏は社外監査役の要件を満たしております。また、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。
3. 石倉平五氏は、公認会計士及び税理士としての専門的見地並びに会計・税務に関する高い見識を有しており、補欠監査役として選任をお願いするものであります。同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由に基づき、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. 当社は、石倉平五氏が社外監査役に就任された場合、会社法第427条第1項の規定及び当社定款第39条第2項に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

### 第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、2007年6月15日開催の第72回定時株主総会において、株主の皆様にご承認をいただき「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入、直近では2016年6月17日開催の第81回定時株主総会の決議により継続しておりますが（以下、継続後の対応策を「現プラン」といいます。）、その有効期間は、本定時株主総会終結の時までとなっております。当社では、現プラン継続後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みの一つとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討して参りましたが、2019年5月9日開催の当社取締役会において、現プランの一部を変更した「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を決定し、本株主総会における株主の皆様からご承認いただくことを条件に継続することといたしました。

そこで、本プランへの継続につき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、現プランからの変更は、語句の修正、文言の整理等、軽微なものに留まっており、基本的な内容に大きな変更はございません。

## I ご承認いただきたい本プランの内容

### 1. 本プラン継続の目的

企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な向上又は確保を目指す当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。これら当社の事業特性に関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適切に判断することはできません。突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が当社の企業価値と比べて妥当か否かを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、当社株式をそのまま継続保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し当社取締役会では、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見を外部専門家等（ファイ

ナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等)の助言を受けながら慎重に検討したうえで開示いたします。さらに、必要と認めれば、大規模買付行為の条件の改善交渉や株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、株主の皆様は取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の買付提案と当社取締役会から代替案が提示された場合にはその代替案を検討することが可能となり、最終的な判断を決定するために必要な情報と機会を与えられることとなります。

以上のことから、当社取締役会は大規模買付行為が一定の合理的なルールにしたがって行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益の向上又は確保に合致すると考え、以下の内容の大規模買付行為がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定するとともに、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対応方針を含めた買収防衛策として、現プランを一部変更し、本プラン（資料1のフローチャートをご参照ください。）として継続することといたしました。

## 2. 本プランの対象となる当社株式の買付け

本プランの対象となる当社株式の買付けとは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）をいいます。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）

又は、

- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等

保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）

又は、

（ii）特定株主グループが、注1の（ii）記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たって、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、

金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

### 3. 独立委員会の設置

当社は、本プランに基づく大規模買付者に対する対抗措置の発動の是非について、当社取締役会による最終決定を行います。本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、当社における決定の合理性・公正性を担保するため、現プランと同様独立委員会を設置します（独立委員会規程の概要につきましては、資料2をご参照ください）。当社取締役会は、対抗措置の発動についての決定に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非（手続に関する事項を含み、以下同じとします。）について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為及び当社取締役会意見等について慎重に評価・検討のうえで当社取締役会に対し対抗措置の発動の是非について勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外役員ならびに社外有識者（注）の中から選任します。本プラン継続時における独立委員会の各委員候補の氏名及び略歴は資料3をご参照下さい。

注：社外有識者とは、

経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者をいいます。

#### 4. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価・検討期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。その内容は以下のとおりです。

##### (1) 大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず、当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等について日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。当社が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合には、速やかにその旨及び必要に応じ、その内容について公表します。

- ①大規模買付者の名称、住所
- ②設立準拠法
- ③代表者の氏名
- ④国内連絡先
- ⑤提案する大規模買付行為の概要等
- ⑥本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

##### (2) 大規模買付者から当社への必要情報の提供

当社取締役会は、上記(1)の意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを大規模買付者に対して交付し、大規模買付者には、当該リストにしたがい、本必要情報を当社取締役会に日本語による書面で提出していただきます。本必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為等の対価の価額・種類、買付けの時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等の実行の可能性等を含みます。）
- ③大規模買付行為における買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）

- ④大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤大規模買付行為後に想定している役員候補（当事業と同種の事業について経験等に関する情報を含みます。）、当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥大規模買付行為後における当社の取引先、顧客、従業員その他の当社に係る利害関係者と当社及び当社グループとの関係に関しての変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。但し、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長請求があった場合には、その期限を延長することができるものとします。

提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と合理的に認められる場合には、当社取締役会は大規模買付者に対して、適宜合理的な回答期限を定めた上で追加的に情報提供を求めます。本必要情報の追加提供の要求は、本必要情報として必要かつ十分な情報が提供されるまで、繰り返し行うことができますが、最終の回答期限日は、本必要情報として必要かつ十分な情報が提供されたと判断されない場合においても、当社取締役会が最初に本必要情報のリストを大規模買付者に交付した日から起算して60日を超えないものとします（但し、大規模買付者からの要請がある場合には、必要な範囲でこれを延長することがあります。）。

当社取締役会は、本必要情報の全てが大規模買付者から提供されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともにその旨を公表します。

また、当社取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供がなされないものの、この提供がなされないことについての合理的な説明がある場合には、当社取締役会は、本必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者に対する追加的な情報提供に係る要請等を打ち切り、その旨を公表するとともに後記（３）の大規模買付行為についての評価・検討を開始する場合があります。

提供された本必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

### （３）取締役会による評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が本必要情報の提供を完了したと公表した日の翌日から起算して、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合は最長60日間、又はその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による大規模買付行為についての評価、

検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。したがって、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後（後記５．（３）の記載に従い株主の皆様の意思を確認する手続きをとる場合においては、株主の皆様の意思を確認の上、対抗措置の発動、不発動の決議がなされた後）にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等）の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

## ５．大規模買付行為がなされた場合の対応

### （１）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付行為についての反対意見の表明や代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。したがって、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案又は当社が提示する当該買付提案に対する意見や代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑨のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は例外的に必要なかつ相当の範囲内で新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款上検討可能な対抗措置をとることがあります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てを選択した場合の概要は資料４に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てをする場合には、一定割合以上の議決権割合を保有する特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件としたり、当社株式を対価として当社が新株予約権者の保有する新株予約権を取得する旨の取得条項をつけるなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。但し、この場合、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。

- ①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株券等を会社関係者に引き取らせる目的で当社株式の大規模買付行為が行われる場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）

- ②会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の大規模買付行為が行われる場合
- ③会社経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で当社株式の大規模買付行為が行われる場合
- ④会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の大規模買付行為が行われる場合
- ⑤大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式の買付けを行うことをいいます。）等の、当社株式の売却に関する株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- ⑥大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません）が当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切であると判断される場合
- ⑦大規模買付者による当社に対する支配権の獲得により、当社の持続的な企業価値の維持又は増大のため不可欠な、取引先、顧客、従業員、地域社会その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- ⑧大規模買付者による買付後の経営方針等が不十分又は不適切であるため、当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて著しく劣後すると判断される場合
- ⑨大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合

## （２）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款上検討可能な対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

### （３）対抗措置の発動の手続

本プランにおいては、上記（１）のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。但し、上記（１）に記載のとおり例外的に対抗措置をとる場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当該大規模買付行為及び当社取締役会意見等を慎重に検討し、対抗措置の発動の是非について上記４．（３）の取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。また、上記（２）に記載のとおり対抗措置をとる場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は大規模買付ルールが遵守されているか否か、十分検討したうえで対抗措置の発動の是非について勧告を行うものとし、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

また、選択した対抗措置の内容によっては、法令及び定款の定めにしたがって株主総会で決議を求めること、あるいは独立委員会の勧告に基づいて株主総会の場で株主の皆様への承認を求めること等、株主の皆様意思を確認するための手続きをとることがあります。（このように株主の皆様意思を確認する手続きをとる場合は、株主の皆様意思を確認の上、対抗措置の発動、不発動の決議がなされるまでは、大規模買付行為は開始できないものとします。）

### （４）対抗措置発動の停止等について

上記（１）又は（２）において、当社取締役会が具体的対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど当該対抗措置の発動の前提となった事実に変更が生じ、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は独立委員会の意見又は勧告を十分に尊重したうえで、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てを行う場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなどの事情により対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、新株予約権無償割当ての効力発生日の前日までの間は、独立委員会の勧告を受けたうえで、新株予約権の無償割当てを中止することとし、また、新株予約権の無償割当て後においては、行使期間開始日の前日までの間は、独立委員会の勧告を受けたうえで、当該新株予約権を無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）することにより、対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、当社取締役会は、独立委員会が必

要と認める事項とともに、速やかにその旨を開示いたします。

## 6. 本プランの適用開始、有効期間、継続及び廃止

本プランは、本株主総会で承認されることを条件として発効することとしその有効期間は、2022年6月に開催予定の定時株主総会終結時までとします。

本プランは、本株主総会において継続が承認された後であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会における株主の皆様の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示します。

なお、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、本株主総会における株主の皆様の本プラン導入に対するご承認の趣旨に反しない範囲（本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切な場合、株主の皆様に不利益を与えない場合等を含みます。）において、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

## II 補足説明

### 1. 本プランが株主・投資家に与える影響等

#### （1）大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

本プランにおける大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報及び提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

#### （2）対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、

当社取締役会が上記５．に記載した具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等にしたがって、当該決定について適時適切に開示いたします。

当社は、対抗措置の発動に際して、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てが行われる場合は、割当ての期日における株主の皆様は、その保有する株式数に応じて新株予約権を無償で割り当てられることとなります。その後当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、大規模買付者等以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、格別の不利益は発生しません。なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の無償割当ての中止又は無償で割り当てた新株予約権の無償取得を行う場合には、当該新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものです。

### （３）対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要なとなる手続き

対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てが行われる場合には、割当ての期日における株主の皆様は新株予約権の引受けの申込みを要することなく無償で新株予約権の割当てを受け、また当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する申込みや払込み等の手続きは必要となりません。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に基づき適時適切に開示します。

## ２．本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

### （１）買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年５月27日に発表した「企業価値・株主

共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

（2）株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

（3）合理的な客観的発動要件の設定

本プランにおける対抗措置は、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

（4）独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての判断に対する勧告が、独立性の高い社外者のみにより構成される独立委員会により行われることとされています。

また、その勧告の概要については株主の皆様には情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

（5）株主意思を重視するものであること

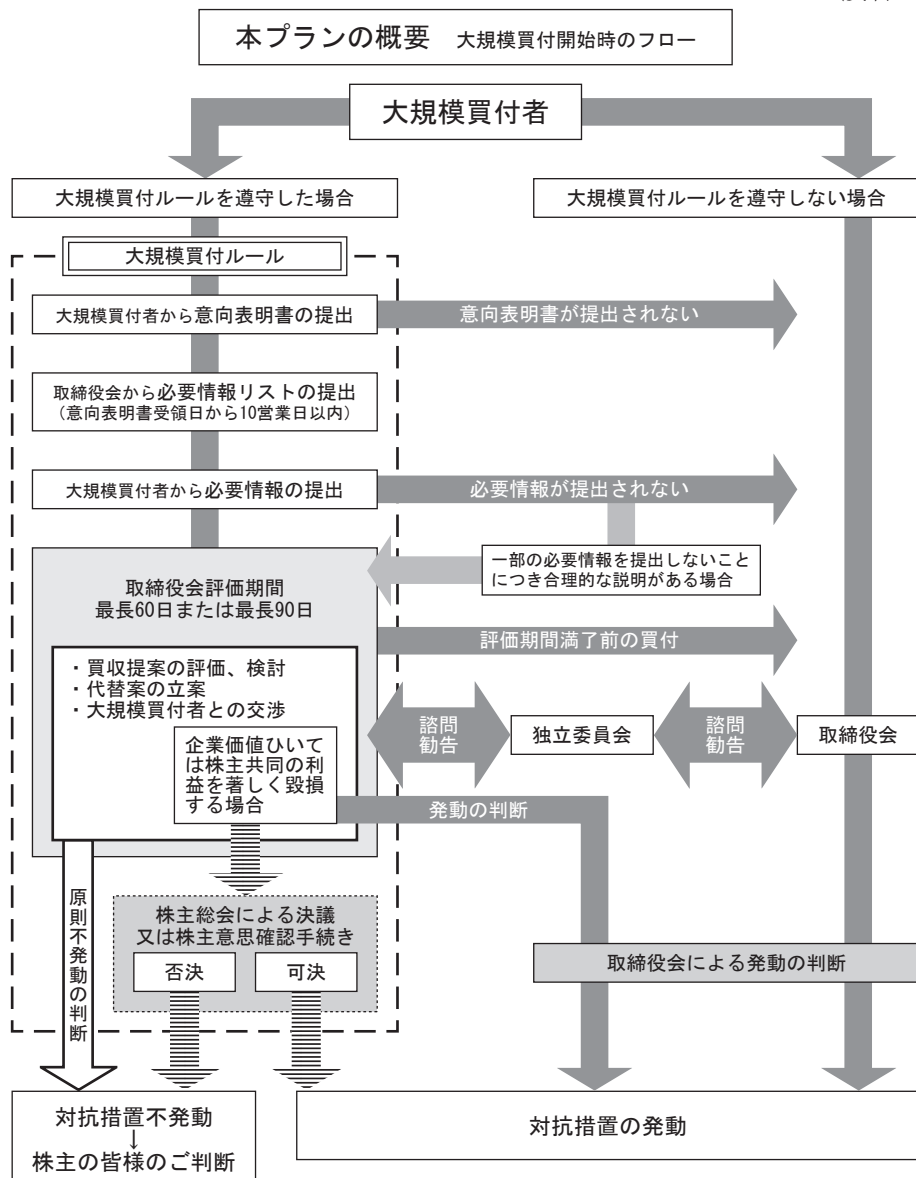
当社は、本株主総会において、本プラン継続に関する株主の皆様のご意思をご確認させていただきます。また、本プランの有効期間中であっても、毎年の株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの導入及び廃止は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

（6）デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社株式を大量に買付けた者が、当社の株

主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。なお、当社の取締役任期は1年であり、期差任期制を採用していないため、本プランの導入によりスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）としての効果が生じることもありません。

以 上



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

## 独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外役員及び社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- ・ 独立委員会は、取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 当社社外役員である委員の任期は、その取締役又は監査役としての任期と同じ（社外役員として再任された場合を除く。）とし、社外有識者である委員の任期は、その選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度の当社定時株主総会終了後最初に開催される当社取締役会の終結の時までとする。但し、当社取締役等において本プランの廃止をする旨の決議をした場合、委員の任期は本プランの廃止と同時に終了する。
- ・ 独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家から、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- ・ 独立委員会決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

## 独立委員会委員の略歴

本プラン継続後の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

|               |           |                               |
|---------------|-----------|-------------------------------|
| 加藤 茂<br>(略歴)  | 1978年 4 月 | 弁護士登録                         |
|               | 1981年 4 月 | 加藤法律事務所開設                     |
|               | 2013年 6 月 | 当社補欠監査役                       |
|               | 2014年 1 月 | 当社監査役（現任）                     |
| 小栗 悟<br>(略歴)  | 1987年 4 月 | 監査法人丸の内会計事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所 |
|               | 1989年 1 月 | 税理士登録                         |
|               | 1992年12月  | 小栗悟税理士事務所開設                   |
|               | 2011年 9 月 | 税理士法人オグリに組織変更<br>同代表社員（現任）    |
|               | 2014年 6 月 | 当社監査役（現任）                     |
| 石倉 平五<br>(略歴) | 1974年10月  | 監査法人丸の内会計事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所 |
|               | 1978年 3 月 | 公認会計士登録                       |
|               | 2011年 5 月 | 税理士登録                         |
|               | 2011年 7 月 | 石倉平五事務所開設 同所長（現任）             |
|               | 2014年 6 月 | 当社補欠監査役（現任）                   |

上記、独立委員と当社との間には特別の利害関係はありません。

尚、社外監査役加藤茂氏、小栗悟氏は、当社が上場する東京証券取引所に対し、独立役員として届出ております。

以 上

## 新株予約権無償割当ての概要

### 1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主及び新株予約権の発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

### 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。

### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

### 6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。但し、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは行わない。

#### 7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の無償割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記 6. の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権 1 個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of multiple sets of three horizontal dashed lines.

# 株主総会会場ご案内図

会場 名古屋市中区栄二丁目10番19号  
名古屋商工会議所 5階 B C会議室

